

上関町移住応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足、少子化の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業に係る上関町移住応援給付金の交付に関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住

上関町以外の地域から住民票の異動を伴い本町に転入し、5年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を当該地域に構えることをいう。

(2) 正社員

週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づき事業所（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う事業所でないこと及び臨時金利調整法（昭和23年法律第122号）第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする事業所でないこと。）に継続雇用されている者であって、雇用保険の被保険者であるものをいう。

(3) 転勤

会社の命令による配置転換により異なる勤務地で就労することをいう。

(4) 2人以上の世帯

住民票における世帯員が、転入前と転入後において2人以上同一である世帯をいう。

(対象者の要件)

第3条 上関町移住応援給付金の交付対象者は、この給付金の申請日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思を有し、本町に転入を届け出た日から3月を経過し、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者とする。

(1) 本町に転入した日の翌日から起算して1年以内に正社員として就職した者。ただし、交付を受けた日から5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない者に限る。

(2) 事業所に正社員として雇用されている者であって、本町に転入後も転入前に雇用されていた同一の事業所で正社員として継続雇用されるもの。ただし、申請日の翌日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない者に限る。

(3) 本町に転入する前と同じ事業を行う個人事業主又は法人の役員等であって、申請日の翌日から起算して5年以上当該事業を継続する意思を有する者。

(4) 本町に転入後、起業・事業承継した者であって、次の要件を全て満たしているもの。

ア 起業に当たって、法人の登記又は個人事業の開業の届出を行った者

イ 移住応援給付金の申請日の翌日から起算して5年以上、当該事業を継続する意思を有している

者

(5) 本町に転入後、就農した者であって、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けたもの。ただし、移住応援給付金の申請日の翌日から起算して5年以上、当該認定を受けた計画に記載している事業を継続する意思を有している者。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 転勤・出向等の職務上の転入、施設への入所や進学等による一時的な転入（世帯員に転勤・出向により本町に転入した者がある場合を含む。）ではないこと。
- (2) 地方公務員、地方自治体の行政機関への就業ではないこと。
- (3) 本町に転入した日から遡及して3年以内に山口県内に在住していないこと。
- (4) 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納がないこと。
- (5) 世帯全員が、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (6) 世帯全員が、過去に上関町移住応援給付金（他の自治体におけるこの要綱と同種の制度に基づく補助、助成等を含む）の交付を受けていないこと。

（交付金額）

第4条 第3条で示す要件を満たす者に対し、移住に要する経費として、以下の金額を移住応援給付金として交付する。

- (1) 単身での移住：30万円
- (2) 世帯での移住：50万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住：18歳未満の者一人につき50万円加算（1世帯上限150万円）

（交付の申請）

第5条 移住応援給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町移住応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本町に転入を届け出た日の翌日から起算して1年以内の間に、町長に提出するものとする。ただし、就農により移住応援給付金の交付を申請する場合において、町長が認める農業に関する準備期間がある者については、当該期間を申請期間に加えることができる。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）
- (2) 本町に転入する直前の3年以上の期間が確認できる前住所地の住民票除票（2人以上の世帯にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）または戸籍の附票の写し。
- (3) 第3条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する者にあつては、就業証明書（様式第2号）
- (4) 第3条第1項第3号または第4号のいずれかに該当する者にあつては、次のうちのいずれかの書類
 - ア 個人事業主 開業届出書の写し（要保有個人情報開示請求）
 - イ 法人 登記事項証明書または確定申告書の写し（法人の役員等の場合に限る）
- (5) 第3条第1項第5号に該当する者にあつては、青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し

(6) 申請者及び世帯全員が、本町に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納のないことを証

する書類（発行から30日以内の完納証明書）

(7) その他町長が必要と認める書類

（給付金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、上関町移住応援給付金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

（給付金の交付）

第7条 申請者は、前条に規定する補助金の額の決定通知を受けたときは、速やかに上関町移住応援給付金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第8条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（給付金の交付決定の取消及び返還命令）

第9条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、上関町移住応援給付金交付決定取消通知兼返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなったとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 交付決定日から3年未満に町外へ転出（町外で1年以内の研修等の後、町内に再度転入することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。）したとき。

エ 交付を受けた日から1年以内に給付金の要件を満たす職を辞したとき。

(2) 半額の返還

交付を受けた日から3年以上5年以内に町外に転出したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町移住応援給付金交付申請書

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
		年 齢	歳（申請日時点）
住 所	上関町	電話番号	() -
移住前住所	〒	携帯番号	- -
		E-mail	

2 移住応援給付金の内容（該当する番号に○を付けてください。）

世帯種別	1. 単身 2. 世帯	同時に移住した 人数(本人を含む)	人	世帯員のうち 18歳未満	人
対象者要件 (第3条関係) ※ (0) および (1)～(5)のい ずれかを選択	0. 転入を届け出た日から3ヶ月を経過した者				
	1. 転入日から1年以内に正社員として就職し、就職後3月以上在籍している者				
	2. 転入前から同一の事業所に正社員として継続雇用されている者				
	3. 転入前と同一の事業を行う個人事業主または法人の役員である者				
	4. 転入後に起業・事業継承して登記または開業届を届出した者				
	5. 転入後に就農した者				

3 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

1. 転入日の翌日から起算して、1年以内の申請である	☐
2. 申請日の翌日から起算して、5年以上継続して本町に居住する意思がある	☐
3. 申請日の翌日から起算して、5年以上継続して上関町移住応援給付金交付要綱第3条に定める条件を継続する意思がある	☐
4. 【外国人の場合】永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格がある	☐
5. 本人、世帯員を含め、転勤・出向等の職務上の転入、施設への入所や進学等による一時的な転入ではない	☐
6. 地方公務員、地方自治体の行政機関への就業ではない	☐
7. 本町に転入した日から3年以内に山口県内に在住していない	☐
8. 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納はない	☐
9. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	☐

※各項目のうちいずれかに該当がない場合（4は該当者のみ）は、支給対象となりません。（裏面に続く）

4 同時に移住した申請者の世帯に属する者の氏名等（世帯で申請した場合に記入してください）

	氏名（フリガナ）	続柄	生年月日
1	申請者	本人	
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日
6			年 月 日

交付申請額	円	※単身：30万 世帯：50万、18歳未満1人あたり50万（1世帯上限150万円）
-------	---	---

5 添付書類

☐	①写真付き身分証明書（マイナンバーカード、免許証等）のコピー
☐	②本町に転入する直前の3年以上の期間が確認できる前住所地の住民票除票（2人以上の世帯にあっては、申請者を含む世帯全員のもの）または戸籍の附票の写し
☐	③前頁2の1、または2に該当（就業）する場合は、就業証明書（様式第2号）
☐	④前頁2の3に該当（個人事業主）する場合は、開業届書の写し ※開業届を提出した税務署宛に、保有個人情報開示請求を行ってください
☐	⑤前頁2の4に該当（法人）する場合は、登記事項証明書または確定申告書の写し（役員等に限る）
☐	⑥前頁2の5に該当（就農）する場合は、青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し
☐	⑦世帯全員分の本町に転入する直前に居住していた市区町村の完納証明書

6 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

署名

年 月 日

就業証明書

上関町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号 () —
担当者名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	上記所在地と同じ場合は✓→□
勤務先電話番号	上記所在地と同じ場合は✓→□
法人番号	
就業年月日	
従事内容	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用

上関町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、上関町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長

印

上関町移住応援給付金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町移住応援給付金については、次のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- ## 1 補助金の可否

交付決定

•

不交付決定

(理由：

)

- ## 2 補助金交付額

金 円

年 月 日

上関町長 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号 () -

上関町移住応援給付金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のあった上関町移住応援給付金について、
次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町移住応援給付金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町移住応援給付金については、次の理由により
交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	☐ 交付決定額の全部 ☐ 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による